

周南市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年周南市条例第2号）の一部を次のように定める。

令和7年3月13日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会
委員長 岩 田 淳 司

周南市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

周南市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年周南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第47条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削る。

第29条中第3項を削る。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める

部分に限る。)及び第12条第5項の改正規定(「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(2) 第53条から第55条までの改正規定及び次項の規定 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日

(罰則の適用に関する経過措置)

2 第53条から第55条までの改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。